



古紙の分別と出し方について



古紙を燃えるごみに出すことや市の処理施設への搬入はできません。



古紙とは！

古紙とは不要になった紙で、リサイクルできる紙のことです。古紙の種類には、段ボール・新聞紙・雑誌類・雑がみがあります。

古紙の種類

段ボール **新聞紙** **雑誌類**

雑がみ (段ボール、新聞紙、雑誌類以外の紙です。)

封筒・はがき **メモ用紙・ふせん** **お菓子などの空き箱**

シュレッダー古紙 **機密書類** (詳しくはP11へ)

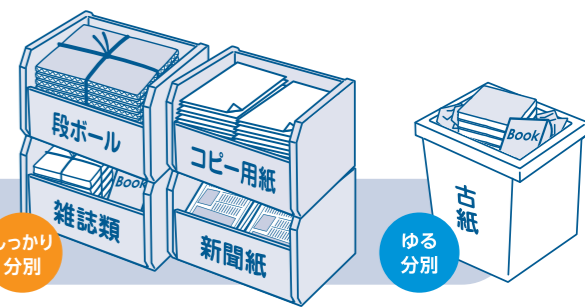
※透明袋を使用してください。

01 STEP

まずは、古紙を分けましょう！

古紙専用のボックスなどを準備して、まずは紙類を分別できる環境を作りましょう。

分別ボックスなどで、古紙を種類ごとに分別するか、1つの箱に入れて、ひとまとめにしておきます。



02 STEP

リサイクルできる紙を詳しく周知しましょう！

リサイクルできる紙は種類が多いため、分別に迷わないように、ボックス付近に「古紙分別図鑑」などを掲示しましょう。

古紙分別図鑑

しっかり分別 (古紙回収業者編) スマホはコチラ▼

ゆる分別 (ごみ収集許可業者編) スマホはコチラ▼

「古紙分別図鑑」は、環境局ホームページに掲載しています。

福岡市 古紙分別



古紙の出し方は2通り

2通りの出し方を併用することもできます。

しっかり分別 古紙業者を利用

- 回収費用をあまりかけたくない
- 保管場所がある

古紙を種類ごとに分別する。

業者選びに困ったら

ゆる分別 ごみ収集許可業者を利用

- できるだけ手間をかけたくない
- 保管場所がない

リサイクルできるさまざまな種類の紙を、一つの袋にまとめて出す。

業者が不明な場合は

よくある質問

古紙を自分で業者に持ち込むにはどうしたらいいですか？

しっかり分別の場合は「福岡市事業系ごみ資源化情報発信サイト」で持ち込みたい古紙業者を探してください。

ゆる分別の場合は、「福岡市リサイクルベース」へ持ち込んでください。
【福岡市リサイクルベース】
TEL: 092-441-8001 (P12参照)

福岡市事業系ごみ資源化情報発信サイトへ

福岡市 古紙 マッチング

協同組合福岡市事業用環境協会
TEL: 092-432-0123

当協同組合は、収集可能な一般廃棄物収集運搬許可業者をご案内しています。



混ぜないで！ 禁忌品

古紙に混ぜてはいけないもの

リサイクルの原料にならない異物やリサイクルできない紙などを「禁忌品」といいます。禁忌品の扱いは業者によって一部違いがあります。詳しくは古紙業者やごみ収集許可業者にお問い合わせください。

禁忌品は古紙には混ぜずに、燃えるごみとして処理してください。

※食品のついた紙やにおいの強い紙が混ざると、他の紙に影響し全体がリサイクルできなくなります。

食品のついた紙(油污れなど) においの強い紙(石鹸や線香箱) 紙コップ・紙皿 カーボン紙 圧着はがき

感熱紙(レシート等) 不織布(マスク等)

※禁忌品の事例は古紙再生促進センター HP をご覧ください。

古紙再生促進センター 紙リサイクルの基礎知識

http://www.prpc.or.jp/recycle/waste_paper/

▼スマホはこちら